

第 2 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

令和2年4月21日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

## 第 2 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和2年4月21日(火曜日)

午前10時23分開議

午前10時43分閉会

本日の会議に付した事件

議案第2号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第8号 専決処分の報告及び承認について

議案第9号 専決処分の報告及び承認について

議案第10号 専決処分の報告及び承認について

議案第11号 専決処分の報告及び承認について

議案第12号 専決処分の報告及び承認について

出席委員(8人)

委員長 高木健次  
副委員長 楠本千秋  
委員 城下広作  
委員 松田三郎  
委員 井手順雄  
委員 淵上陽一  
委員 河津修司  
委員 岩田智子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 上野晋也  
総括審議員  
兼河川港湾局長 永松義敬  
政策審議監 野崎真司

道路都市局長 村上義幸

監理課長 木山晋介

道路保全課長 吉ヶ嶋雅純

事務局職員出席者

議事課主幹 宗像克彦

政務調査課主幹 西野房代

午前10時23分開議

○高木健次委員長 ただいまから第2回建設常任委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会は、あらかじめ告示された事件及び緊急を要する事件のみを審議する臨時会での委員会であり、本会議を休憩しての開催でもありますので、質疑応答は付託議案に関するものみに限らせていただきます。

また、本日は執行部を交えての初めての委員会となりますが、本日の委員会出席者は付託議案に関係する職員のみとしておりますので、出席者の自己紹介は省略いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案についての説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、上野部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、上野土木部長。

○上野土木部長 4月1日付で土木部長を拝命いたしました上野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今回の臨時県議会に提案しております土木

部関係の議案について御説明をいたします。

今回提案しております議案といたしましては、予算関係の専決処分の報告及び承認について1件、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について5件の御審議をお願いしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○高木健次委員長 引き続き担当課長から議案について説明をお願いします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、予算関係で財源更正等に関するものでございます。

事業費の職員給与費、単県道路災害防除費、単県舗装費で、それぞれ内容更正、財源更正を行い、最下段に記載のとおり、合計で一般財源から地方債への2,100万円の財源更正を行いました。これらは、地方単独事業として実施する防災インフラ整備を推進するため、緊急自然災害防止対策事業債が令和元年度に創設され、河川や砂防の事業に適用されていましたが、これが令和2年2月に道路事業にも拡充されました。年度内に起債の手続きが必要なことから、専決処分を行ったものでございます。

次に、道路瑕疵関係について御説明いたします。

まず、資料の3ページの第8号議案でございます。

詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成30年2月26日午前5時40分頃、球磨郡五木村大字乙におきまして、一般国道445号を軽貨物自動車で行進中、進行方向右側ののり面から落ちていた石に衝突し、

さらにトンネルの右側壁に衝突して右前輪等を破損するとともに、腰部等を負傷したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮いたしまして、被害額の4割に当たる43万2,276円を賠償しております。

次に、資料5ページの第9号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和元年9月13日午前10時20分頃、合志市御代志におきまして、一般国道387号を軽乗用自動車で行進中、路外へ右折する際、道路区域内に生じていた穴ぼこに右前輪を落下し、フロントバンパー等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の2割に当たる2万5,034円を賠償しております。

次に、資料の7ページ、第10号議案でございます。

右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和元年12月13日午前6時10分頃、阿蘇市狩尾におきまして、一般県道河陰阿蘇線を普通乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちていた石に衝突し、マフラー等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の3割に当たる1万3,233円を賠償しております。

次に、資料9ページの第11号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和2年1月8日午前6時45分頃、菊池郡菊陽町大字津久礼におきまして、一般県道辛川鹿本線を普通貨物自動車で行進中、進行方向左側の竹林から倒れていた竹に衝突し、フロントパネル等を破損したもので

あります。

運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の7割に当たる8万8,858円を賠償しております。

次に、資料の11ページでございます。

第12号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和2年1月26日午後7時20分頃、宇城市豊野町上郷におきまして、主要地方道小川嘉島線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに右前輪が落下し、右前輪を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の8割に当たる7万7,440円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、繰り返しになりますが、質疑は付託議案に限らせていただきますので、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

質疑はございませんか。

○松田三郎委員 ちょっと2点。1つは確認と1つ質問ですけれども、資料の1ページ、財源更正の説明がありました。起債が新たに認められるようになったんということだったら、こっちのほう、もちろん県の負担からすると有利であるということによってこうなったということの理解でいいんですかね。

○吉ヶ嶋道路保全課長 今回、緊急自然災害防止対策事業と、その中に道路事業が該当するということになりまして、この事業、起債充当率が100%でございます。そして、元利

償還金の70%を地方交付税で措置できるということで、県予算においても有利というところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 分かりました。

2点目ですけれども、それぞれ管理瑕疵等、御説明を頂きました。一つ一つにどうこうと言うつもりはございませんが、どうしても、穴ぼこか竹林から竹が出てきた、あるいは木が出てきたとか崩れていたというような、これだけ県道が広くて県管理の道路も総延長が長いとなれば、今の、例えば振興局の土木部とか、委託した業者にパトロールとかなさっていると思いますけれども、なかなかそっちのほうの予算もそう多くないでしょうし、マンパワーもそんなに多くはないということで、ちょっと何と質問していいか分かりませんが、それに備える部分と、どうしても、こうやって和解によって、主にこれは保険なんかでの対応になろうかと思えますけれども、今後といいますか、今やっている、できるだけ管理瑕疵がないようにとか、いろいろ通報してくださいと言っても、なかなかそれに対応する人が多くない、さっき言いましたような事情があるならば、どうしてもゼロにはならないとは思いますが、土木部で、こういうふうな努力をしていますとか、今後こうしたいと思えますというのが、ちょっとでもあれば、保全課長になりますかね、ちょっとお聞かせ頂きたいと思えます。

○吉ヶ嶋道路保全課長 今委員のほうから御指摘、御意見ございましたように、まず、管理瑕疵防止に向けましての取組、今の取組でございますけれども、ソフト対策というところになりますけれども、まずは道路パトロールでございます。管内一振興局ごとで、3人1組で車に乗って各道路パトロール、そしてその際に発見したような穴ぼこ等の簡易的な

補修をまず迅速にやるといったようなところでございます。

それともう一つが、異常箇所があった場合の緊急通報カードと申しますか、シャープ9910ということで、そういったカードをいろんなところに配付、市町村さん通じても普及やってまして、そういった配付先の拡大も行ってございます。そして、その異常通報に関する協力依頼と申しますか、お願いしていただくような協力団体に協定等の締結も、今19団体ほど、そういった協力団体もあつてるところでございます。

主には、そのような対策をやりながら、異常箇所に対する措置、対策を行っているところでございます。

それと、今後というところでございました。

確かに、予算もそんなに多くはない中、人的にも最少配置でやっておりますけれども、先ほど申しましたように、道路パトロールの質的な向上と申しますか、そういった部分、そして今IT関係とか、いろんなシステムと申しますか、そういったところも活用しながら、より効率的なパトロールにつながるように、そういったところを今検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 分かりました。

最後に、ちょっと要望ですが、ちょっと前の話で今違うかもしれませんが、御存じのように、球磨郡はまだ未整備の非常に幅員も狭いようなところもありまして、パトロールに来られた方が、たまたまですよ、村民が見られて、落石があつたところに印をつけて、また行かれたと。落石をどければよかると申すのが幾つかその当時ありまして、その印をつけられたのは、後どのように撤去されたか分かりませんが、あるいは穴ぼ

こがあるというときには、各路線、主要道は年間の維持管理とかの委託をなさっておられると思いますけれども、その中で補修してもらうんですか、それともその都度県費で何か補修するとか、穴ぼこ対策と申しますか。

○吉ヶ嶋道路保全課長 まず、パトロール班ですね。日頃パトロールをやっています委託業者のほうで発見、通報があつたときには、まず、緊急的な措置をいたします。そして、その後、抜本的なと申しますか、それだけでは——例を挙げますと、穴ぼこに常温合材で補修します。ただ、それでは、その後の交通あるいは雨等で被害が拡大する、そして路面の亀裂等が多いような区間におきましては、補修、舗装を広めにと申しますか、抜本的に対策につなげていくと、そういったような流れで対応を行っているところでございます。

○松田三郎委員 いいです。すみません。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○井手順雄委員 今パトロールを各振興局で委託業務という形で行われているというような話でございましたけれども、県道合わせますと膨大な距離になると。大体一振興局当たり、どの程度の委託業務を発注されておるんですか。また、何キロに1つとか、何かそういった目安はあるんですか。

○吉ヶ嶋道路保全課長 まず、県内で我々県の管理道路の路線数が256路線でございます。そして、総延長が約3,600キロメートルでございます。

各振興局に3人1組のパトロール班が平均で3班程度でございます。多いところは、天草が一番多うございまして、4班でございます。今委員からございました各振興局ごとに

何キロごとかという問いに関しまして、平均しますと、単純平均でございますけれども、3,600を40のその委託業者で割りますと、約、おおむね100キロ、オーダー的にはそのようなところでの委託延長ということになるかと思えます。平均でございます。

以上でございます。

○井手順雄委員 ややもすれば、山岳地帯じゃないけれども、こういうのを見てみますと、落石とか何とかというのは、ほとんど、山奥じゃないけれども、そういったところが多いと思うとたいね。そういうところを重点的に見回るような格好も必要かなと。

それと、あと、熊本市の場合、ここはもう熊本市が単独で委託業務事業というのはやられているんですか、道路管理に関しては。県は何も関係ないか。

○吉ヶ嶋道路保全課長 先ほどの答弁で1つ追加いたしますと、パトロールの回数、頻度でございます。道路の交通量、5,000台以上の重要な道路というところに関しましては、週4回以上というような頻度でございます。それと、交通量が1日当たり1,000台から5,000台未満については、週2日以上と。その他は、月3回以上と。そのような頻度、道路のそういう重要度に応じまして行っているところでございます。

以上でございます。

○井手順雄委員 市は。

○吉ヶ嶋道路保全課長 熊本市の管理につきましては、熊本市のほうで管理は行われております。

以上でございます。

○井手順雄委員 全然熊本市の場合は、もう関係ないというような感覚でよかとか、熊

本県は。

○城下広作委員 先ほどの道路瑕疵の分で、結果的には、マンパワーも足りない、非常に難しいと。だけど、見つけなきゃ事故につながる。いわゆる19団体とか、いろんな形で協力もやっていると。例えば、年間、いろんな人から、あそこの道路がどうだよとかいう情報なんか、一般の県民から大体どのくらい来るんですか、いわゆるここは危ないよと。その辺の数がどのくらい、だんだん増えてくると、パトロールプラス、そういうことで情報があると効率がいいのかなと思って、もし数が分かれば。

○吉ヶ嶋道路保全課長 先ほど申し上げました緊急通報のカード等で一般の方からの通報の件数でございますけれども、昨年度は約1,200件でございます。そして、おおむね1,000件程度でここ数年は通報があっているというところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 ですから、我々も、例えば、このシャープの部分を活用したかという、なかなか現場見とつても、誰か言うだろうというふうに安易に思ってしまうと意味がないから、まず、県職員の方も、見たら、同じ行政の仲間として、こうだったよと言えば、そのパトロールを補うような格好になるし、19団体もどんどんどんどん協力する部分とか、例えば、郵便とか佐川急便とか、そういう宅配業者なんかが情報得れば効果はいいんだけれども、こういうのも多分入っておると思います。こういうグループをたくさん増やして、とにかく一般の声から吸い上げて、これが軌道に乗ると、行政で、班としてなかなか補うのも難しい部分があるなら、これに力を入れることも大事じゃないかということと、あわせて、シャープのもっと宣伝という

ことをしっかり頑張っていたきたいと。要望でございます。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第2号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第2号外5件について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外5件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、陳情・要望書が1件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第2回建設常任委員会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

午前10時43分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長